



子どもたちの笑顔を創る環境政策 を目指して

和光市市民環境部環境課

日頃から、和光市の環境行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

市民の皆様、そして関係団体のご活躍を拝見し、豊かな自然環境の創出と保護が「市民力」によって支えられていることを実感しているところです。

環境問題は地球規模のものから地域レベルのものまで様々で、人々の生活と密接に関係していますので、豊かな生活と良い環境の創出と維持を両立させることは、情熱や理想論だけで実現させることは非常に難しいといわざるを得ません。

この難しい課題を解決していくためには市民と行政が価値観を共有し、相互の思いと取組に共感するという関係性の構築が欠かせません。

相互が持つ資源とマンパワーを結集して、今と将来の子どもたちが笑顔で暮らすことができる生活環境を創り、自然環境を残すことが私たちの責務だと思っています。

情熱と行動、冷静な課題分析により子どもたちの笑顔を輝かせる環境政策を皆様と

共に進めてまいりたいと存じますので、共に考え、実践してまいりましょう。

令和4年4月の人事異動により、課長に福島 達也、主幹に阿部 剛が着任しました。二人とも環境問題に関しては門外漢です。皆様には各般にわたりご指導を賜りたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

皆で和光の緑を守りましょう！

和光市環境づくり市民会議

会長 峯岸正雄

和光市は10年毎に一連の諸計画を更新しており、令和3年度から第5次総合振興計画基本構想を中核に新たな計画期間が始まりました。今回の一連の計画策定はSDGsの考え方に基づいており、地球温暖化が進む中環境を犠牲にしての経済、社会の発展は最早望めないとの認識の下、経済、社会に環境を加えた諸施策が従来以上にバランス良く配置されています。換言すれば、和光市は心ある地方自治体としてその社会的責任を果す意思を世界に向けて表明しています。

和光市ではここ数年都市化の進展に伴い掛け替えの無い緑地や湧水が相次いで失わ

れ、正に危機的な状況にあります。貴重な土地の大部分は個人の所有財産であり、公有地化等の対応には困難を伴います。私自身今回一連の環境関連の計画策定に参画して、市役所関係者の熱心な取組等から、今後はこれまでに較べて大きな成果が期待出来る状況に変わりつつあると感じています。

和光市環境づくり市民会議はその役割・活動の一環として、毎年市の環境施策実施状況を点検し、評価と提言を行っています。和光市民及び当市に通勤、通学の皆様は何時でも当会に参加出来ます。当会には是非参加戴き、和光市民憲章の第1条「緑を守る・・・」に相応しい成果の実現を一緒に見守りましょう。 以上

環境基本計画とみどりの基本計画

和光市環境づくり市民会議

副会長 高橋勝緒

和光市の環境に関わる二つの計画、第3次和光市環境基本計画と和光しみどりの基本計画が、2021年3月と2022年3月に、相次いで、専門家や市民の参加する委員会のもと、それぞれ、和光市市民環境部環境課と建設部公園みどり課が中心となって策定された。いずれも20年間を見据えた計画となっている。

環境基本計画では、地球温暖化対策が重視され、世界規模で推進されつつあるSDGs（持続可能な開発目標）を基本に据えた「みんな地球温暖化対策に取り組むまち」を望ましい姿1にあげている。望ましい姿2は「豊かな水と緑を守り育み伝えるまち、姿3は「安全で住み良い環境を未来につなぐまち」、姿4が「環境を育てる心がつながるまち」で、2～4は主に第2次基本計画をなぞらえている。

みどりの基本計画は「子どもたちが大人になっても暮らしたいと思える『湧き水』と『みどり』のまち」をキャッチフレーズとして、樹林地の他、草地、街路樹、河川、湧き水、農地などを含む、広義の「みどり」の環境の魅力の発信、パートナーづくりを含めた、維持、創出を重視する計画となっている。

両者は、市民生活での多様な環境問題に関わる計画であり、前者がSDGsを重視した世界規模での環境問題をふまえた指針を示し、一市がどのような具体的な役割を持ちうるか、多面的な問題提起が成されている。一方、後者は、和光市の特徴的な「湧き水」のある身近な自然環境の維持や市民による活用を重視する具体的な計画が掲げられている、との印象である。

和光市の自然環境に関しては、行政的

に環境部と建設部にまたがり、縦割りの弊害が懸念されたが、むしろ環境問題が広義に及び、多面的な行政対応が重視された結果と思われる。その点、市としての環境問題の重視が感じられるが、これらの「計画」が、単なる「計画書」の作文に終わらず、実りある「実施」につながり「達成」されることを切に希望する。

富澤湧水 生き物観察や湧き水に触れられる子供達の学びの場

NPO 法人 和光・緑と湧き水の会

代表 高橋絹世

都市部の自然環境は周辺の開発が進む中、残していける自然も変化していきます。特に湧水環境は、地形、地質の特性を持っているために、周囲の開発に合わせた上で湧水が維持できる地形が必要になってきます。

1999年に当会が和光市と日本自然保護協会と3者で富澤湧水の水辺と斜面林の調査をスタートし、翌年2000年には、当時の水路の変更をすることになりましたが、地権者のご厚意により現況を維持しつつ移設、出来上がった新水路が現在の湧水路です。当時の水路は側溝となりましたが、かつて利用されていた洗い場の礎石が今も残っています。

湧水を通すパイプは2本、2か所からの湧水を集めています。一本は元の水路から集水、他方は石垣湧水道からの集水です。このような形態を長年維持保全してきた結果、湧き水に触れられ、周辺にはサワガニが多く生息する環境となっています。

斜面の崖地を観察すると、礫層と粘土層の境から湧き水が湧き出し、台地末端部の湧水の仕組みが見て取れます。都市部では貴重な湧水環境です。

ここは江戸時代から川越街道の白子宿、宿場には鎮守の杜熊野神社があります。古の白子宿通りから先は大坂通りになり、「大坂ふれあいの森」があり台地末端部の自然が残っています。子供たちが湧き水に触れ、サワガニに歓声を上げながら地域の自然と歴史を学べる貴重な所として維持されています。



プラ法の施行について

和光市環境づくり市民会議

友國 洋

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ法）が4月1日施行された。経産省はプラ法の意義や戦略について、「製品の設計段階から排出・回収・リサイクルに至るライフサイクルの全般で、プラスチックの資源循環を促すとしている。国内の廃プラ発生量は822万トン（2020年）、その多くは発電の際のエネルギー回収などで有効利用されているが、リサイクルは全体の24%にとどまり、3Rの推進が必要となるという。

国連環境総会（UNEA）では、海洋プラスチックごみ汚染の根絶を目指し、国際約束の制定に向けた議論を始める決議案が採択され、わが国では2019年にプラスチック資源循環戦略を策定し公表、2020年レジ袋有料化が始まったが、プラ法の施行によりプラスチックの川上から末端まで変化が求められる。

自治体は現在、容器包装リサイクル法で決められたペットボトルや菓子袋のプラ包装を分別回収しているが、洗面器、収納ボックスなど容器包装以外のプラ製品廃棄物も同時に回収可能にする。家庭から多様なプラ製

品廃棄物を資源として一括回収することで、リサイクル促進につなげる。メーカーや販売業者も、自主回収・再資源化事業計画を策定・認定を受けることで使用済みプラ製品を自主的に回収しやすくし、幅広いプラ製品が効率的に回収・リサイクルされる環境を目指す。一括回収に取り組む自治体に対しては、地方交付税などで一部費用を手当する。OECDは6月3日報告書においてプラゴミが60年に10億トン19年の3倍近くに達し、海や川などの環境に蓄積されるプラごみ量は3倍超になると予測しており対策が急がれる。

環境づくり市民会議にご関心の方は事務局にご連絡ください。

事務局 和光市市民環境部環境課
TEL 048-424-9118

和光市環境づくり市民会議

